寄託文書紹介15

古橋忠義家文書

本館では開館以来民間にある古文書の寄贈・寄託を受け入れています。平成六年三月末現在で、寄託文書が五十五家一二一、二九三点、寄贈文書が八家四、五六三点、計六十三家一二五、八五六点です。今回は、これらの中で河内郡高松村（上河内町大字高松）の庄屋に伝えられてきた古橋忠義家文書を紹介します。

高松村は地形的には宇都宮丘陵の北東端に開けた開析谷の緩傾斜面に位置しています。同村は古くは高徳村と称していましたが、古橋家に残る年貢割付状によると、江戸時代前期の正保元年（一六四四）頃までには高松村と改称したことがわかります。江戸時代は宇都宮藩と宇都宮大明神（宇都宮二荒山神社の前身）がこの村を支配していました。古橋家は同村の中で代々九兵衛と名乗ることが多く、宇都宮藩領の庄屋を勤めていました。

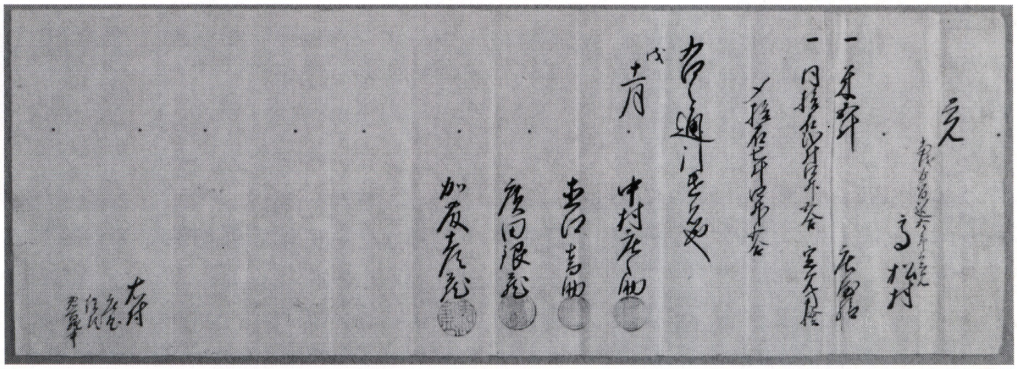

庄屋給・定免用捨につき覚

古橋家の文書は史料点数が九九四点で、ほとんどが十八世紀以降の江戸時代のものです。主なものとしては、年貢割付帳・年貢皆済目録・年貢勘定帳・宗門改帳・宗門送り証文・宗門請取証文・検地帳などがあります。これらは、古橋家が高松村で宇都宮藩領の庄屋をしていたことを立証する公的な史料と言えます。

特筆すべきは、宇都宮藩からの税負担が記されている年貢割付状と戸籍の移動にかかわる宗門送り証文・宗門請取証文の史料点数が多いことです。前者は寛永年間（一六二四～四四）から嘉永年間（一八四八～五四）までほぼ毎年欠けることなく一三〇余通あります。また、後者は八〇通弱残されており、高松村を取り巻く婚姻・奉公など、江戸時代の民衆の移動や生活圏を考える上で好個な史料と言えます。

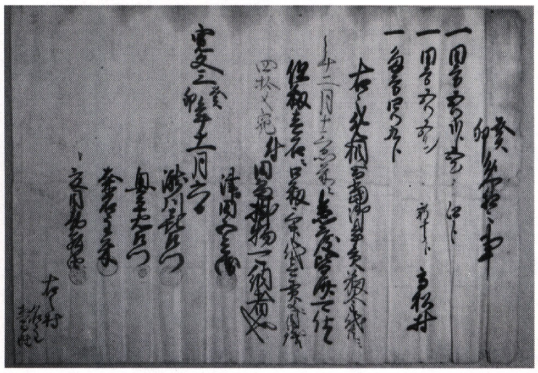

年貢割付状

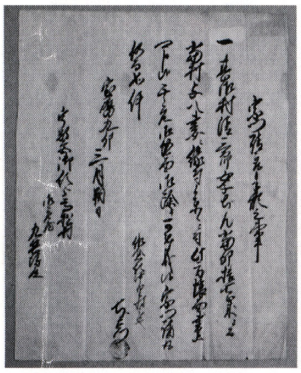

宗門請取証文

その他、古橋家文書の中には、土地を抵当とした質地証文や金銭の貸借に際し書かれた借用金証文、物品を受け取った時に発行された受取類、個人間のやりとりが記載されている書状など私的な文書も見られます。

なお、古橋忠義家文書は本館閲覧室で利用できます。（荒川　善夫）

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

〔参考〕

・寄託者　古橋克夫氏

・寄託文書番号　9

・文書目録は『栃木県史料所在目録第8集　河内郡三　宇都宮市（上）』所収

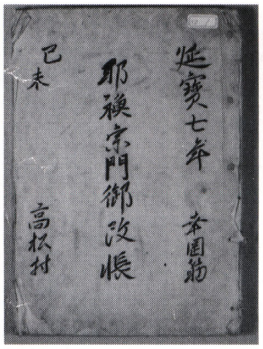

宗門改帳